

原町都市計画地区計画の変更（原町市決定）

都市計画日の出町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	日の出町地区地区計画	
位 置	日の出町、北原字境堀、北原字木戸脇の各一部	
面 積	約12.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、国道6号に面する地区で、同国道は、交通量が約1万台/12時間を超える広域幹線道路であることから、沿道環境を守るために、非住居系の沿道型サービス業務地へと土地利用を誘導していくことを目標とする。
	土地利用の方針	地区の土地利用は、現在では多くの農地が残っているが、宅地のほとんどは非住居系となっており、今後とも非住居系土地利用を基本とし、幹線道路沿道にふさわしくない用途を制限し、沿道環境の確保を図る。
	地区施設の整備方針	—
	建築物等の整備の方針	現在では建築物の用途は、商工業系が70%と大部分が非住居系となっており、今後建築物の用途を制限し、幹線道路沿道に適し、かつ、背後の住宅地の居住環境を損なわない建築物の立地を誘導する。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	—

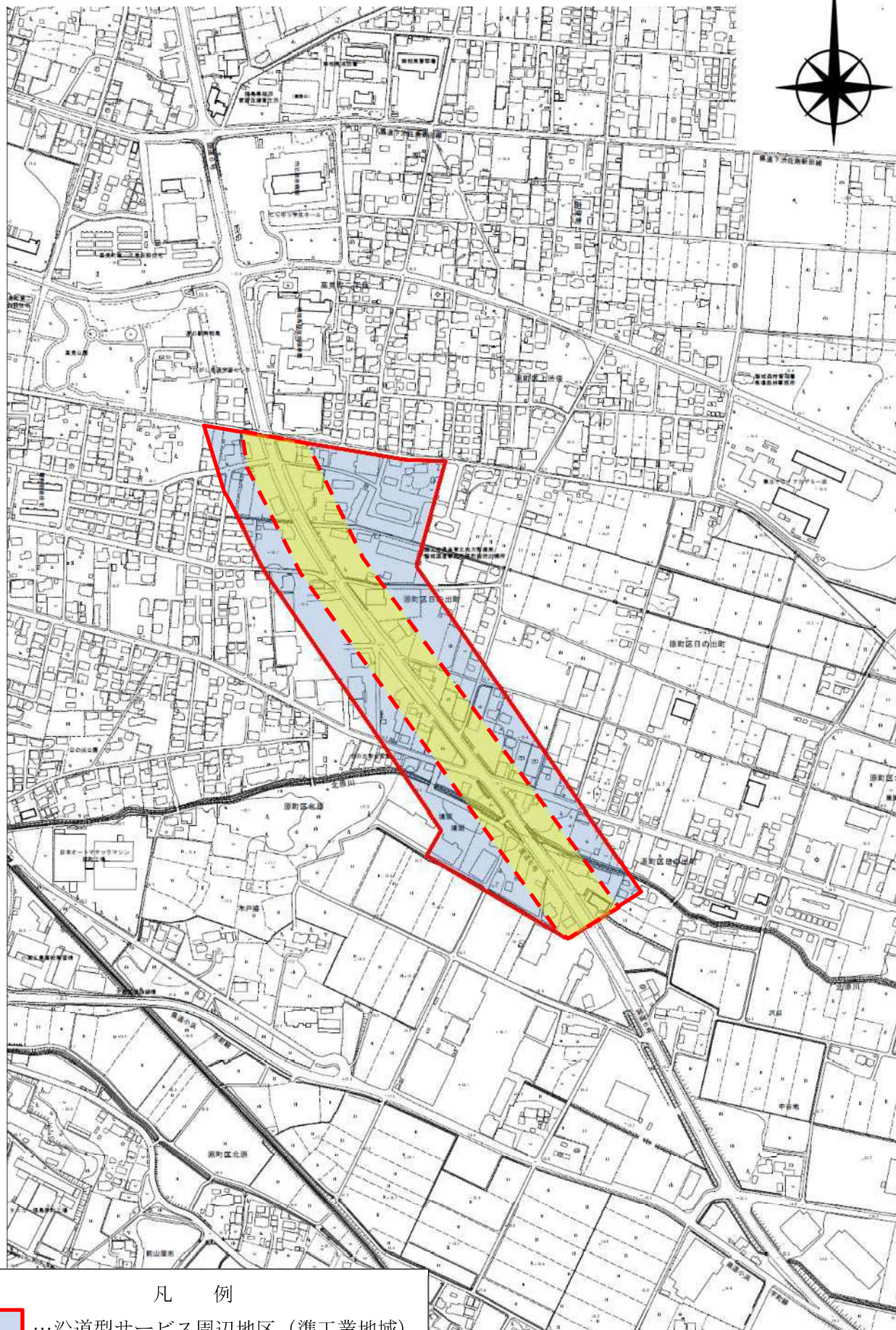
		地区の 区分	区分の 名称	沿道型サービス地区 (準工業地域)	沿道型サービス周辺地区 (準工業地域)
			区分の 面積	約 5. 9ha	約 6. 6ha
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の 制限		次の各号に掲げる建築物は 建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2 (い) 項第一号に定めるもの 2 建築基準法別表第 2 (い) 項第二号に定めるもの 3 建築基準法別表第 2 (い) 項第三号に定めるもの 4 建築基準法別表第 2 (い) 項第六号に定めるもの 5 建築基準法別表第 2 (に) 項第六号に定めるもの 6 建築基準法別表第 2 (へ) 項第三号に定めるもの 7 建築基準法別表第 2 (ち) 項第三号に定めるもの 8 建築基準法別表第 2 (り) 項第三号に定めるもの 9 建築基準法別表第 2 (り) 項第四号に定めるもの	次の各号に掲げる建築物は 建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2 (い) 項第六号に定めるもの 2 建築基準法別表第 2 (に) 項第六号に定めるもの 3 建築基準法別表第 2 (へ) 項第三号に定めるもの 4 建築基準法別表第 2 (ち) 項第三号に定めるもの 5 建築基準法別表第 2 (り) 項第三号に定めるもの 6 建築基準法別表第 2 (り) 項第四号に定めるもの
			備 考		

「区域の位置は計画図表示のとおり」



(理由)

都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、地区計画によるきめ細かな規定により、当該地区にふさわしい良好な環境の保全を図るため、本案のとおり変更しようとするものである。

日の出町地区 地区計画区域図



凡 例

-  …沿道型サービス周辺地区 (準工業地域)
-  …沿道型サービス地区 (準工業地域)